

令和5年度男鹿市告示第39号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、男鹿市財務規則（平成17年男鹿市規則第39号）第40条の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

1. 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	住所又は事務所の所在地
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号

2. 指定納付受託者に納付させる歳入

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 市県民税（普通徴収に限る）    | (2) 固定資産税               |
| (3) 国民健康保険税（普通徴収に限る） | (4) 軽自動車税               |
| (5) 介護保険料（普通徴収に限る）   | (6) 後期高齢者医療保険料（普通徴収に限る） |
| (7) 市営住宅使用料          | (8) 市営住宅等駐車場使用料         |
| (9) 単独市営住宅使用料        | (10) 単独市営住宅等駐車場使用料      |
| (11) 保育園保育料          | (12) 一時保育保育料            |
| (13) 病後児保育保育料        | (14) 幼稚園預かり保育保育料        |
| (15) 延長保育保育料         | (16) 児童クラブ利用料           |
| (17) 市民ふれあいプラザ使用料    | (18) 公民館使用料             |
| (19) 文化会館使用料         | (20) 法定外公共用財産使用料        |
| (21) 市有土地貸付収入        | (22) 市有建物貸付収入           |

3. 指定納付受託者を指定した年月日

令和5年4月3日